

保育所等の入所にかかる利用調整基準の改正について

1. 背景・目的

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施にあわせ、平成27年4月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入しているが、保留通知を目的とした申込者の増加や、利用申込みをしている保護者から様々な意見が寄せられるなど、新たな課題があがっている。

そのため、保護者の疾病・障がいに関する「調整点数」の見直し、育児休業の延長が許容できる方の「調整点数」の新設、医療的ケア児の優先利用に係る要綱の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 保護者の疾病・障がいに関する「調整点数」の見直し
- 保護者が障がい事由で申し込みをしている場合の、調整点数「世帯の状況」の項目における「保護者の疾病・障がいを除く」という規定の削除。

改正前				改正後				
世帯の状況	保護者	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている場合。	5	「④保護者の疾病・障がいを除く」	世帯の状況	保護者	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている場合。	5
		身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B1以下の交付を受けている場合。	3				身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B1以下の交付を受けている場合。	3

- (2) 育児休業の延長が許容できる方の「調整点数」の新設

- 育児休業の延長が許容できる方について、「調整点数△90点」の適用。

保育の代替手段	希望する保育所等に入所できない際に、育児休業の延長も許容できる場合。	△90
---------	------------------------------------	-----

(3) 医療的ケア児の優先利用に係る要綱の改正

- ・医療的ケア児の保育施設入所に関しては、通常の利用調整によらない優先枠を設け、優先利用ができるように要綱を改正。

改正前		改正後	
第17条	福祉事務所長は、第13条の保育利用の申込及び所管する区域に所在する保育所等への利用について他の市町村長から受けた調整の依頼に対して、第15条及び第16条の審査及び調査に基づき、利用調整を行う。	第17条	福祉事務所長は、第13条の保育利用の申込及び所管する区域に所在する保育所等への利用について他の市町村長から受けた調整の依頼に対して、第15条及び第16条の審査及び調査に基づき、利用調整を行う。
2	前項の規定にかかわらず、他の市町村の区域に所在する保育所等への利用申込を受け付けた場合にあつては、福祉事務所長は、これを管轄する市町村長に対し、利用調整を依頼する。	2	前項の規定にかかわらず、他の市町村の区域に所在する保育所等への利用申込を受け付けた場合にあつては、福祉事務所長は、これを管轄する市町村長に対し、利用調整を依頼する。
3	第1項の利用調整において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条第1項第3号の目的で連携施設を確保している場合においては、原則として、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供することを優先するものとする。	3	第1項の利用調整において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条第1項第3号の目的で連携施設を確保している場合においては、原則として、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供することを優先するものとする。
		4	<u>医療的ケアが必要な子どもの保護者が医療的ケア実施園への保育利用の申込を行う場合においては、原則として、第1項の利用調整によらず教育・保育を優先的に提供するものとする。ただし、他の市町村長から受けた調整の依頼に基づくものは除く。</u>

3. 市民意見公募の結果

- (1) 実施期間：令和元年6月27日（木）から令和元年7月29日（月）
- (2) 実施結果（寄せられたご意見）：3通4件
- ・今回の一部改正に関する意見の概要 0件
 - ・その他の意見及び提出の規定に満たない意見の概要 4件